

下郷町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R7.1.1現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 4,792	千円 4,785,790	千円 557,930	千円 951,922	% 19.9	% 19.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

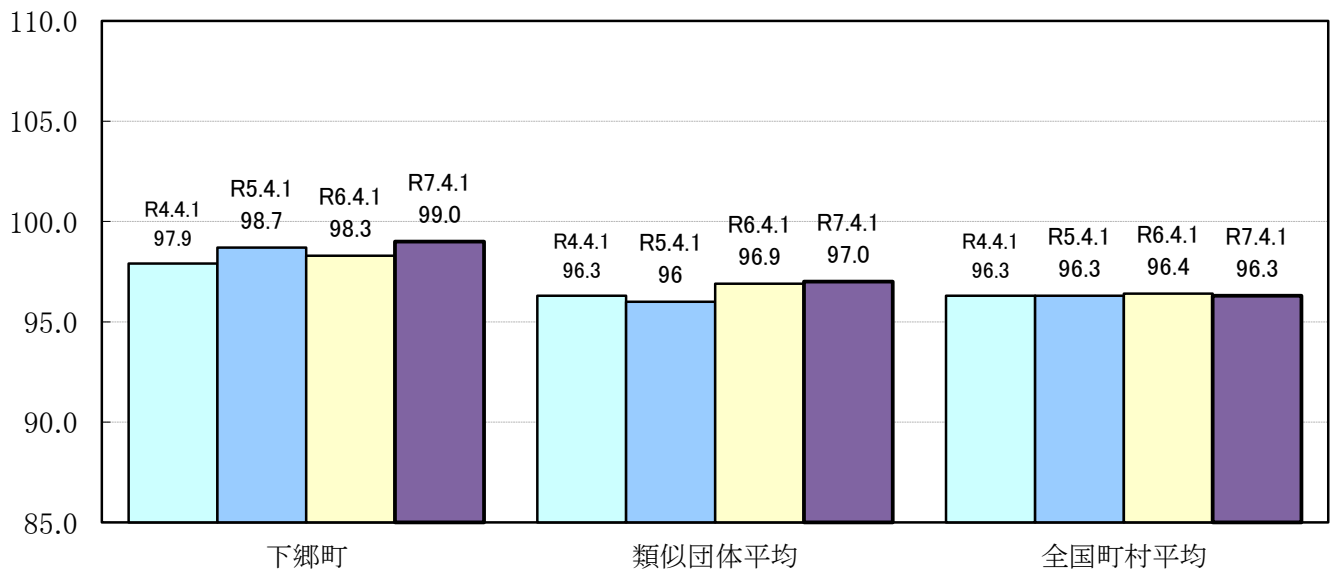
区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 86	千円 318,067	千円 53,305	千円 128,600	千円 499,972	千円 5,814	千円 5,871

(注) 1 職員手当には退職手当及び児童手当を含まない。

2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

- ①職員構成や経験年数別階層の変動があったため。
②該当なし
③該当なし

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度アップデート）の実施状況について

【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において、3級から7級までの初号付近を号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額を引き上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消を行っている。その他の各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

〔 実施 〕

実施内容

（給料表の改定実施時期） 令和7年4月1日
（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえ、3級から6級までの初号の給料月額を引き上げを実施

②地域手当の見直し

該当なし

③その他の見直し内容

（改定実施時期） 令和7年4月1日
（内容） 扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施

2 職員の平均給料月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国ベース）
下郷町	40.7 歳	315,500 円	372,464 円	344,495 円
福島県	42.7 歳	335,600 円	417,260 円	366,674 円
国	41.9 歳	332,237 円	414,480 円	- 円
類似団体平均	42.0 歳	320,554 円	379,877 円	346,405 円

②技能労務職（該当者なし）

③教育職（該当者なし）

- （注） 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		下郷町	福島県	国
一般行政職	大 学 卒	224,600 円	230,300 円	220,000 円
	高 校 卒	191,300 円	198,000 円	188,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

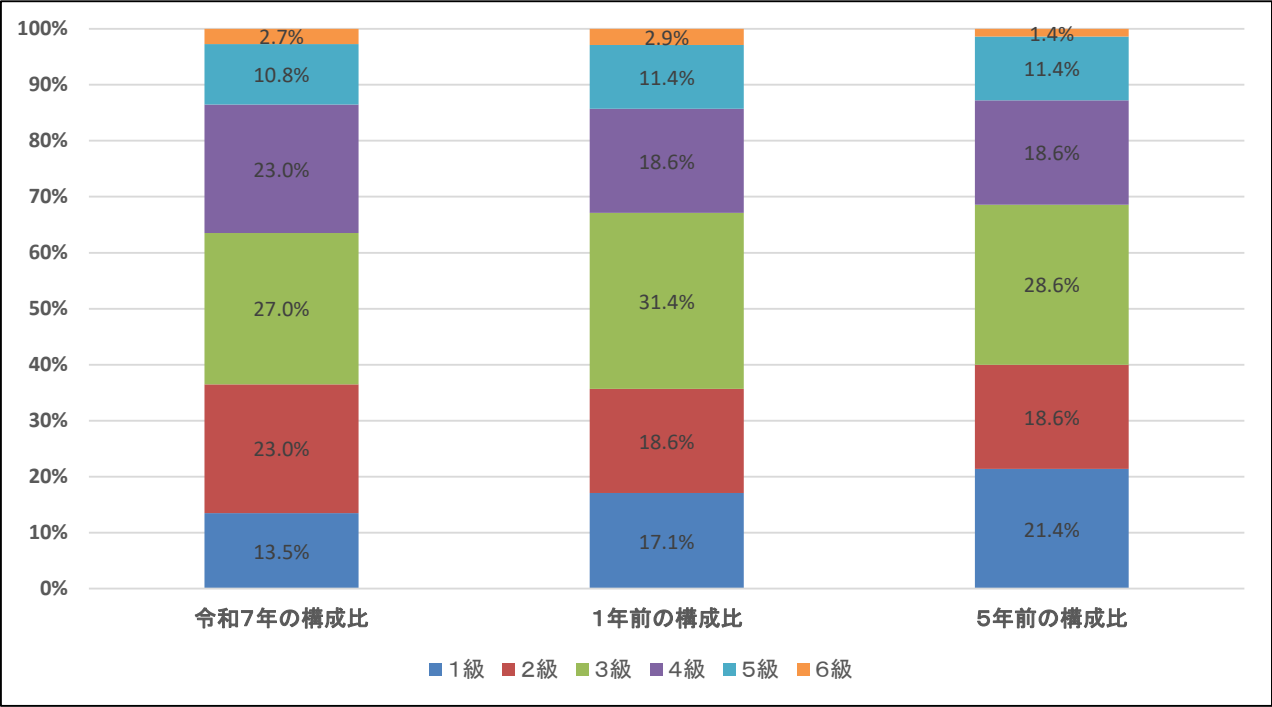
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	287,400 円	344,000 円	378,500 円	390,000 円
	高 校 卒	255,800 円	324,000 円	362,700 円	381,000 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

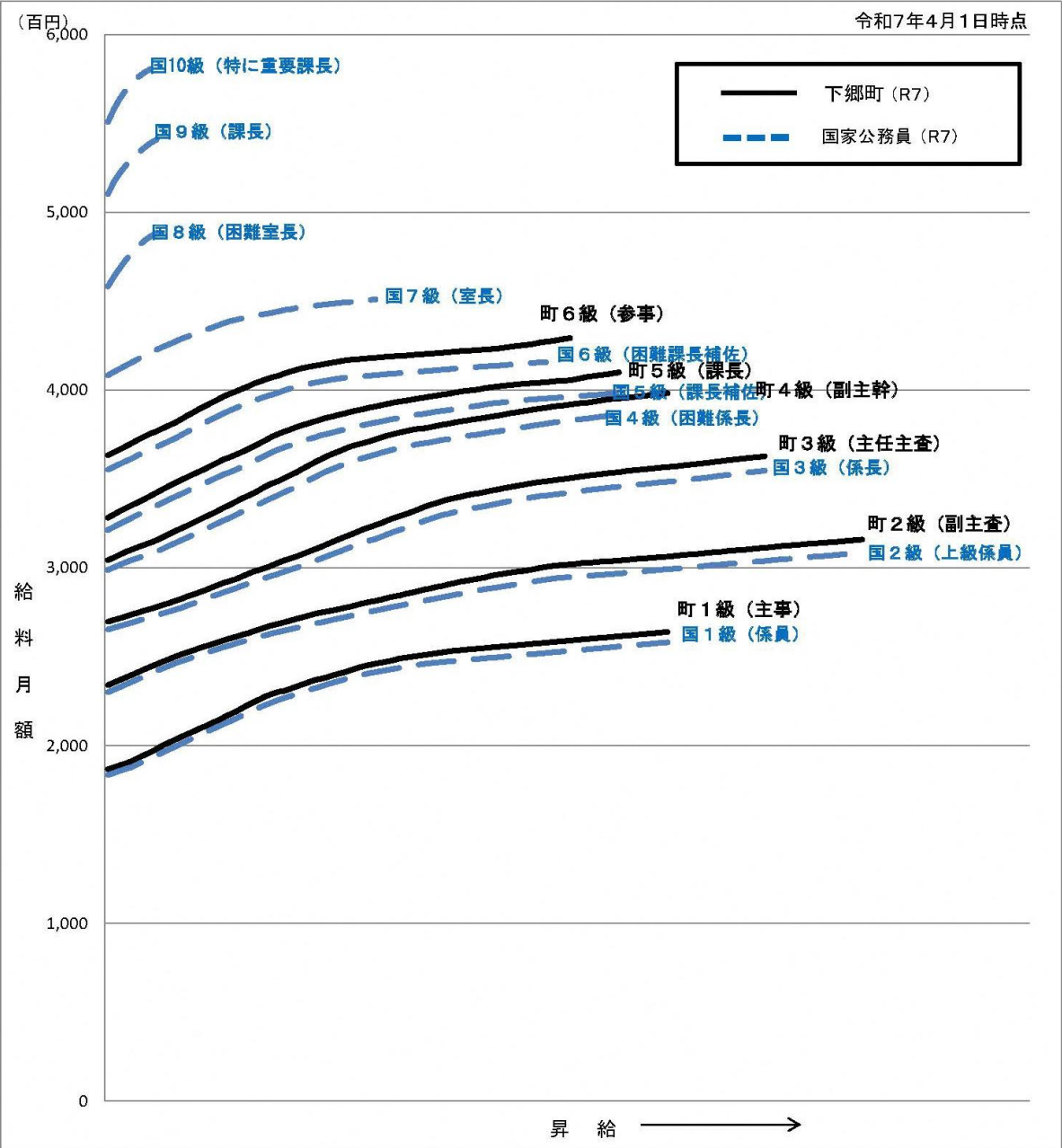
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師、保健師、保育士、栄養士、主事補、技師補	10 人	13.5 %	186,700 円	263,900 円
2 級	副主査	17 人	23.0 %	234,000 円	315,900 円
3 級	主任主査、係長、主査	20 人	27.0 %	265,400 円	362,800 円
4 級	課長補佐又は副主幹	17 人	23.0 %	292,200 円	398,200 円
5 級	課長、教育次長、議会事務局長、主幹	8 人	10.8 %	315,400 円	409,900 円
6 級	困難な業務を行う課長、参事	2 人	2.7 %	342,200 円	429,200 円

(注) 1 下郷町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への勤務成績への反映状況

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○		○	
	標準に加え、上位の区分も適用				
	標準に加え、下位の区分も適用				
	標準の区分のみ適用		○		○
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

下郷町	福島県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,562 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,798 千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

○ 勤勉手当への勤務成績への反映状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

下郷町	国
（支給率） 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%加算 1人当たり平均支給額 3,127千円	（支給率） 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～45%加算

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職し退職手当を支給された職員の平均額である。

(3) 地域手当

なし

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		40 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		4,988 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		8.3 %		
手当の種類（手当数）		7		
手当の種類	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する支給単価
町税等の徴収業務	右記業務従事者	町税等の徴収に関する業務に従事した時	35千円	日額 300円
防疫等の物件の処理業務	右記業務従事者	感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律第6条に定める感染症の病原体に汚染されている区域において、患者の看護又は当該病原体の付着した物件もしくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した時	0千円	日額 500円
精神障害者の訪問調査、移送等業務	右記業務従事者	精神障害者の訪問調査、移送等に従事した時	0千円	日額 300円
特殊機械（除雪機械等）の運転業務	右記業務従事者	マイクロバス運転及びダンプ・トラック等の除雪機械の運転業務に従事した時	1千円	日額 300円
公共用地等の取得業務	右記業務従事者	公共用地等の土地等取得のための職務に従事した時	6千円	日額 300円
危険作業の業務	右記業務従事者	①危険薬品使用業務に従事した時 ②次の危険現場作業に従事したとき ・地上又は、水面上10メートル以上の高所において行う業務 ・水面下4メートル以上の深所において行う業務 ・掘削中のトンネル等の坑内において行う業務	0千円	日額 300円
行路死亡人の処理業務	右記業務従事者	行路死亡人及び変死人の処理等の業務に従事した時	0千円	1 件 5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	19,061 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	265 千円
支給実績（令和5年度決算）	18,809 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	273 千円

（注） 選挙執行の有無等により毎年度変動があります。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	職員1人当たり 平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	○配偶者 3,000円 ○子 11,500円 ○父母等 6,500円 ○特定期間加算 5,000円	同じ	—	10,172 千円	260,820 円
住居手当	借家等に居住し、月額9,500円を超える家賃を払う職員 上限：28,000円	異なる	月額16,000円を超える家賃を払う職員	4,627 千円	289,187 円
通勤手当	交通機関利用者（上限：150,000円） 交通用具使用者（上限：45,800円）	異なる	交通用具使用者の支給額が異なる	7,590 千円	130,862 円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員（支給額）8～10%（定率）	異なる	定額化していない	6,529 千円	466,357 円
寒冷地手当	基準日（毎年11月から翌年3月までの各月の初日）に、支給対象地域に在勤する職員（支給額）地域区分、世帯等の区分に応じた額	同じ	—	5,789 千円	68,916 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	（参考）類似団体における最高/最低額	
給料	町 長	757,000 円	985,000円 / 391,500円	
		(円)		
	副町長	603,000 円	790,000円 / 415,000円	
報酬	議 長	302,000 円		
	副議長	233,000 円		
	議 員	211,000 円		
期末手当	町 長	6月期 1.675月分 12月期 1.775月分 計 3.45月分		
	副町長			
	教育長			
	議 長	6月期 1.675月分 12月期 1.775月分 計 3.45月分		
副議長				
議 員				
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長	給料月額×在職月数×支給率 (48/100)	17,441,280円	任期ごと
	副町長	給料月額×在職月数×支給率 (29/100)	8,393,760円	任期ごと

- （注） 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）務めた場合に
おける退職手当の見込額である。

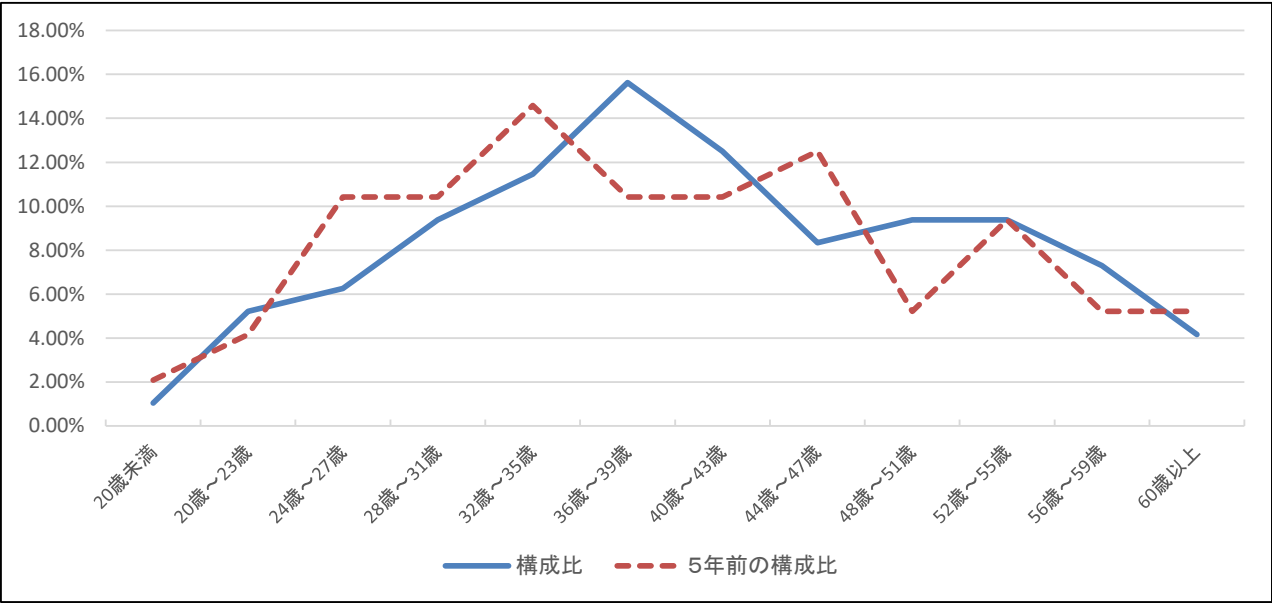
6 職員数の状況

(1) 職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
		総 務	22	22	0	
		税 務	6	6	0	
		民 生	20	20	0	
		衛 生	4	4	0	
		農 林 水 産	11	11	0	
		商 工	3	3	0	
		土 木	7	6	△ 1	公営企業への人員異動
		計	75	74	△ 1	
	教 育 部 門		11	11	0	
小 計		86	85	△ 1		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	1	2	1		
	下 水 道	1	1	0		
	そ の 他	8	8	0		
	小 計	10	11	1	土木より公営企業へ人員異動	
合 計			96	96	0	<参考>
			[120]	[120]	[0]	人口1万人当たり職員数 200.33人

- （注） 1 職員数は一般職に属する職員数である。
- 2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



(単位：人)

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1	5	6	9	11	15	12	8	9	9	7	4	96

(3) 職員数の推移（各年4月1日現在）

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	過去 5 年間の 増減数	
一般行政	74	77	76	76	75	74	0	0.0%
教育	11	13	11	12	11	11	0	0.0%
普通会計計	85	90	87	88	86	85	0	0.0%
公営企業等会計計	11	11	11	12	10	11	0	0.0%
総合計	96	101	98	100	96	96	0	0.0%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。